

写

健発第0331058号
平成20年3月31日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について

がん検診については、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業として位置付けられ、引き続き市町村が実施することとされたところである。

上記に伴い、今般、別添のとおり「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、その趣旨を十分に御理解の上、貴管内市町村（特別区を含む。）及び関係団体等に対し、周知徹底及び適切な指導を行い、事業の円滑な実施に遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いする。